

著作物利用許諾契約

1. 著作物利用許諾契約

小説、音楽、絵画、建築、写真等の著作物を利用する者が、その利用のために著作権者に許諾を求める契約です。

SNS で著作物を利用したり、インターネット上で動画を閲覧できる状態においてなど企業でも個人でも著作物が利用されています。

2. 他人の著作物との関係について

企画制作物につき、他人の著作物を参考にする場合、事前にその著作物に関する著作権の侵害性を調査する必要があります。

これに対し、他人の著作物を参考にしようとする意図が無い場合であっても、利用しようとする著作物が他人の著作権と類似している可能性はあり、無意識に著作権侵害を生じさせていないか、慎重に判断する必要があります。この場合、著作権法がいわゆる無方式主義を採用し、権利の成立に特許や商標のような審査を必要としないことから、他人の著作物に該当するか、該当するとしてその著作権者は誰か、を特定することには困難が伴います。

著作権法上（以下「法」という。）、著作権者の許諾を得ることなく、適法に利用できる場合の規定はありますが（法 30 条以下）、複雑で判断が困難な場合が多いのが実情です。このような中、無断で著作物を利用すると著作権侵害となる場合もあり、民事・刑事上の責任を負うことにもなりかねません（法 112 条以下、119 条以下）。そこで、権利者を特定できた場合には、事前に許諾を得ておく必要があり（法 63 条）、そのために、著作物利用許諾契約を締結することになります。

なお、残念ながら、著作権者を特定できなかった場合は、裁判という手続を経て著作物を利用することも可能ですが（法 67 条以下）。

3. 契約前の留意点

- (1) 著作物に該当しなければ侵害は生じません。そこで、法で保護される著作物に該当するか（法 2 条 1 項 1 号）、日本で保護を受けることのできる著作物に該当するか（法 6 条）、権利の目的とならない著作物に該当するか（法 13 条）、等について確認が必要になります。
- (2) 著作財産権の保護期間は 70 年と長いのですが、権利の満了時期が迫っている場合もありますので確認をしておく必要があります。著作権者の死後 70 年が原則ですが、団体名義の著作物や映画の著作物については公表後 70 年など種類によって異なります（法 51 条以下）。公表時も逐次公表される著作物か否かで異なります。また、相続人

が明らかでない場合は、著作権は消滅するとされています（法 62 条 1 項）。

また、著作者人格権については保護期間がなく、一定の行為については死後も保護されます（同 60、116 条）。

- (3) 著作財産権と著作者人格権が別の者に帰属している場合、それだから許諾を得る必要があるため、権利者を確認しておく必要があります。
- (4) 著作財産権は支分権であるため、利用したい範囲に応じて複数の者から許諾を得る必要がある場合があります。例えば、ある著作物に関する複製権と譲渡権は A に帰属し、公衆送信権は B に帰属している場合において、当該著作物を利用した商品を販売及びインターネットで宣伝したい場合、利用者は AB の両方から許諾を得る必要があります。
- (5) 二次的著作物がある場合、二次的著作物の著作者以外にも原著作物の著作者の許諾を得る必要があります。例えば、漫画をアニメ化した場合、二次的著作物であるアニメの著作者の同意のみならず漫画の著作者の同意をも得ておく必要があります。
- (6) 管理会社がライセンス権限を有している場合には、どの範囲で許諾権限を有しているのかを確認する必要があります。
- (7) 著作物について出版権が設定されている場合があります。出版権を侵害すると損害賠償等を請求されますので、利用者は事前に出版権登録簿で出版権の有無を確認しておく必要があります（法 79、88 条）。

4. 契約締結過程における証拠収集

万が一紛争になった場合、裁判では、契約書に記載がない事項に関して交渉過程や契約後の事情が考慮される場合があります。そのため、契約の交渉過程が重要なポイントになる場合があるので、証拠確保の観点から、業務日誌、社内稟議書、相手方とのやりとり等を保管しておくことが肝要です。特に年月日が分かるように証拠化することが重要です。

5. 契約時の留意点

契約内容が公序良俗、独占禁止法、強行規定に反していないかを確認する必要があります。

6. 規定内容

一般的に以下の条項が定められますが、具体的な事情によって異なります。

- (1) 目的

(2) 契約当事者の明確化

著作物を取り巻く当事者関係は、以下の通り多様な人々（場合によっては法人）が関係するため複雑になります。

- ・著作者
- ・著作物の所有者
- ・著作権者
- ・著作権者の代理人、管理人
- ・著作物の利用者
- ・著作物の利用者の代理人、管理人
- ・著作者や著作権者の相続人

利用許諾契約において、一定の責任を負うものを当事者として規定し、契約上の権利義務を明確にしておく必要があります。当該著作物について著作権ないし利用許諾権を有していることを確認しておく必要もあります。

(3) 対象の特定

利用許諾の対象となる著作物を特定します。ある著作物の全部であるのか一部であるのか（作品としての可分性の問題）、どの支分権を対象としているのか（権利の範囲の問題）、利用態様（二次創作・二次利用の可否を含む）、商品、印刷部数、利用開始時期、利用期間、地域等を定めます。

(4) 利用許諾の態様

独占的な利用権か非独占的な利用か、サブライセンスの可否について定めておきます。

(5) 使用料および履行条件

使用料、支払方法、支払時期、遅延損害金等を定めます。

(6) ライセンサーの義務

一例ですが、以下の義務を負うことがあります。

- ・商品の製造・販売数、金額などの販売実績の報告義務
- ・著作権者に対する見本品の提供義務
- ・著作物や著作権者に対する信用・イメージを毀損しない旨
- ・無断改変やサブライセンスの禁止
- ・目的外での無断利用禁止
- ・著作権者の所在表示義務
- ・著作物の利用にあたり、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しない旨

(7) 守秘義務

当事者は提供された情報について守秘義務を負います。

(8) 侵害者に対する措置

著作権を侵害する者を発見した場合の対応や措置について定めます。

(9) 利用に関して生じた責任、免責事項

著作物を利用した商品等が不良品である場合など利用に関して生じた場合の損害や責任等について定めます。

(10) 契約期間と終了・更新、契約変更

(11) 契約終了後の措置

契約終了後、在庫の処分方法や残債務の支払い等について定めます。

(12) 義務違反

契約に違反した場合の責任を定めます。

(13) 解除に関する事項

解除事由、解除方法、効果等について定めます。

(14) 協議条項

契約書に記載のない事項や、当事者間で解釈の相違が生じた場合は、相互に誠実に協議をして解決を図る旨を定めた規定です。

(15) 裁判管轄、準拠法

海外の企業等と契約を締結する際は準拠法を定めておきます。相手方の立場が強い場合、第三国を選択する場合もあります。

以 上

お問い合わせ

○契約書レビュー

契約書のレビューも賜ります！お気軽にご相談ください！

<https://www.harakenzo.com/jpn/contact/index.html>

○その他知財関連契約

その他の知財関連契約にご関心のある方はぜひこちらもご参照ください！

https://www.harakenzo.com/jpn/contact_consul/